

総務文教常任委員会記録

令和 8 年 6 月 1 1 日

【開催日】 令和8年6月11日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時13分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎
消防課長	吹金原信夫	消防課課長補佐	野村浩一
消防課主査兼消防庶務係長	見田健治	消防課消防団係長	青木宏薫

【事務局出席者】

事務局長	舩林康則	議事係長	岡田靖仁
------	------	------	------

【審査内容】

- 1 議案第40号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 その他

午前9時 開会

中岡英二委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開催いたします。本日の審査日程については、お手元に配付しておりますとおり進めてまいります。審査番号1番、議案第40号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてです。執行部の説明を求めます。

吹金原消防課長 それでは、消防課から議案第４０号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

本条例は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者及び救急業務に協力した者等に対する損害補償の額や内容等を定め、損害補償を的確に行うことを目的としています。この度の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則１６－０」第３１条第１項で規定する葬祭補償の額が改定されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和８年５月２７日に公布されたことから、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例についても、所要の改正を行うものです。改正の内容は、第１８条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を「３１万５，０００円」から「３３万円」に改めるものです。なお、施行日は公布の日からとし、適用日は令和８年４月１日としています。消防課からは以上です。審査のほどよろしくをお願いします。

中岡英二委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

藤岡修美委員 新旧対照表対照表で、第１８条は「非常勤消防団員等」という語句を使っているんですね。消防団員等と非常勤消防団員等、この辺りの説明をお願いしますか。

吹金原消防課長 委員がおっしゃられるのは、「非常勤消防団員等」の部分の説明でございしますか。

藤岡修美委員 新旧対照表では、第１８条に「非常勤消防団員等」と「非常勤」とあえて記載しています。その使い分けの理由の説明をお願いしたいと思います。

吹金原消防課長 「非常勤消防団員等」という語句に関しましては、法令上で

今回の改正部分がそういった形になっていますので、条例としては山陽小野田市消防団員等なのですが、国のほうの改正部分の語句としては、非常勤消防団員等というので扱っていますので、そのように改正しております。

青木消防課消防団係長 この条例につきましては、国の準則に基づいて同じような形でつくっております。準則の場合は「〇〇市」と入っているんですけれども、その後の第１条で「以下「非常勤消防団員等」という」とまとめてあります。それに基づいて第１８条も同じ文言が書かれているという形です。

藤岡修美委員 非常勤でない消防団員等はおられるんですか。

辻村総務部長 いらっしゃいません。国がこのように準則を定めていますので、それに準じた形で定めています。消防団員は非常勤ですが、条例の名称に「非常勤」という語句を入れるか、入れないかについては、準則のとおりとしています。

宮本政志委員 今回の議案は、国の政令改正によって山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すると説明があったんだけど、これは非常勤ではないと。消防団員のほうは別段条例を改正する必要がないということかな。

吹金原消防課長 非常勤でない者は常備消防の職員となりますので、そちらの改正ではないと御理解いただきたいと思います。

宮本政志委員 葬祭補償とは葬儀の費用ですか。

吹金原消防課長 お見込みのとおりでございます。

宮本政志委員 これは、ここ数年で改正はされたんですか。

青木消防課消防団係長 葬祭補償の部分については、近年、改正はありません。

それ以外のところで、補償基礎額等は、令和８年４月１日、令和７年４月１日、令和６年４月１日と変わっております。

宮本政志委員 今後、また引上げ等の見通しは十分ありますね。

吹金原消防課長 最近の社会経済情勢を鑑みて法律が変わっていますので、委員お見込みのとおり、今後も変わっていくものと考えております。

伊場勇副委員長 この条例の対象者の確認です。非常勤消防団員以外で、例えば災害現場、救急現場等で公的な業務等に協力して公務災害を負った民間人や事業者についても本条例は適用されると解釈しているんですが、「等」と書いているのはその範囲内のことと理解してよろしかったでしょうか。

吹金原消防課長 お見込みのとおりです。

宮本政志委員 葬祭補償の内払とみなすという規定が最後にあるんですけど、少し矛盾があると思うんで、分かりやすく説明してください。どういふうに内払とみなすことを解釈したらいいのかなと。

青木消防課消防団係長 この度の改正条例は、令和８年４月１日が適用日になりますので、この間にも適用される事例があれば、旧条例で足りない部分が若干出てきます。その部分について、施行されたときに追加で払うという形になります。実際には、補償基礎額が１万１，０００円以下の場合が該当します。そちらで足りない場合を計算しています。本市では現在のところ該当はありませんが、計算上、４，８００円から３万円ほど足りないというところがありますので、それを後で払うという形で

す。

宮本政志委員 よく分かりました。矛盾を感じたのが、差額支給の対象となる人の件数がどれぐらいなのかというところだけど、今の説明でよく分かりました。

中岡英二委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第40号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。審査内容2、その他について何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、総務文教常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時13分 散会

令和8年（2026年）6月11日

総務文教常任委員長 中 岡 英 二